

# 【記載要領】特許料等手数料ダイレクト方式預金口座振替納付申出書兼 特許料等手数料ダイレクト方式預金口座振替依頼書(新規)

## 【入力例】

●本申出書(依頼書)は、【納付者保管用】、【金融機関保管用】、【特許庁保管用】の三片1組となっています。

●複写式となっていますので【納付者保管用】に必要事項を入力してください。(【金融機関保管用】、【特許庁保管用】への入力にはできない仕様となっています。)

①年月日  
申出の年月日を選択してください。

②識別番号  
識別番号9桁を続けて入力してください。識別番号が付与されていない場合は識別番号を取得する必要があります。

③住所  
金融機関の口座に登録されている郵便番号、住所を入力してください。申請人登録されている住所と相違しても差しかえありませんが、「振替番号登録通知」は申請人登録されている住所に送付されます。

④電話番号  
日中に連絡が取れる電話番号を入力してください。

⑤納付者氏名  
納付者(口座名義人)の氏名、フリガナを入力してください。納付者は識別番号を付与されている者と同一でなければなりません。また、法人の場合は、(株)等の省略は用いず「株式会社」等と正式に入力し、金融機関に登録した役職名及び代表者氏名を入力してください。

⑥指定金融機関  
口座振替を希望する金融機関名を選択してください。金融機関コードは自動的に表示されます。支店コード、店舗名等を入力し、該当箇所を選択してください。なお、店舗種別(支店、本店等)に該当がない場合は入力することができます。

⑦預金種別  
預金種別は「1. 普通」、「2. 当座」のみの取扱いとなります。該当種別を選択してください。

⑧口座番号  
7桁の口座番号を続けて入力してください。なお、6桁以下となっている場合は左に0を追加し7桁としてください。

●pdf版は入力終了後、左上「フォームを印刷」ボタンをクリックすることにより印刷が開始されます。

⑨銀行印  
必ず金融機関に届けた「金融機関届出印」で2枚目【金融機関保管用】、3枚目【特許庁保管用】に鮮明に押印してください。不鮮明となってしまった場合は欄外に再度押印するか、再作成をし押印してください。

⑩約定  
必ず一読いただき、ご確認ください。

●押印が終わりましたら【納付者保管用】を控えとして、残り二片を特許庁出願支援課受付窓口へ提出されるか、下記<宛先>に送付してください。金融機関での受付はできませんのでご注意ください。

<宛先>  
〒100-8915  
東京都千代田区霞が関三丁目4番3号  
特許庁出願支援課 申請人等登録担当 宛て

●訂正を行う場合は該当箇所を二重線で抹消、訂正し、金融機関届出印による訂正印を該当箇所全て(【金融機関保管用】、【特許庁保管用】)に押印してください。

●未記入、誤記入等不備がある場合は不備事由を記載し返却します。指摘箇所を訂正、追記等して再度作成されるか訂正のうえ提出してください。

●個人情報の取扱いについて  
申出書(依頼書)に記載された個人情報は、ダイレクト方式預金口座振替納付及び統計のためのみに利用し、それ以外の目的では利用しません。

フォームを印刷

控

特許料等手数料ダイレクト方式預金口座振替納付申出書兼  
特許料等手数料ダイレクト方式預金口座振替依頼書(新規)

【納付者保管用】

excel版は通常の印刷にて出力してください。

①平成 24 年 4 月 15 日

10
11
12
13
14
15
16
17
18
19

特許庁長官 殿

私は、特許料等手数料の納付をダイレクト方式預金口座振替により納付することとしたいので、特許庁へ行う手数料額等必要な納付情報を下記指定の金融機関に送付して下さい。

取扱金融機関 御中

私は、特許料等手数料をダイレクト方式預金口座振替により納付することとしたいので、下記約定を御頼みます。

1. 識別番号・指定預金口座等

識別番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8				
② 住所	〒100-8915			④ 電話番号			03-*****						
③ 住所	東京都千代田区霞が関3-4-3												
フリガナ 納付者 氏名 (口座名義人)	カブシキガイシャ〇〇〇 ダイヒョウトリシマリヤク △△ △△ 株式会社〇〇〇 代表取締役△△ △△												
⑥ 指定 金融機関	金融機関コード	* * *	支店コード	* * *	⑦ 預金種別	⑧ 口座番号	0	1	2	3	4	5	6
	銀行	霞が関	支店		⑨ 印								

2. 対象料	みずほ 東京UFJ 三井住友 りそな 埼玉りそな 足利 常陽 千葉 八十二 十六	特許料等手数料	支店 本店 営業所 支所 出張所 営業部	1. 普通 2. 当座
3. 振替日	振替情報送付日			
4. 振替開始	振替番号発行後			
<p>1. 特許庁から送付されたときは、私に通知することなく、納付情報に記録された金額を指定預金口座から引き落としのうえ納付して下さい。なお、前項の指定に保る領収証書は省略され、差しつかえありません。</p> <p>2. 振替時において納付情報記録金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく納付情報を返戻しても差しつかえありません。</p> <p>3. この契約を解約するときは、私から特許庁長官を経由して指定した金融機関に書面をもって届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり特許庁から納付情報の送信がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものと取り扱って差しつかえありません。</p> <p>4. このダイレクト方式預金口座振替について、かりに紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行にはご迷惑をかけません。</p>				

※この申出書は金融機関の窓口では受付できませんのでご注意ください。